

子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律案 に関する申入れ

今通常国会に提出されている「子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律案」には、こども未来戦略の「加速化プラン」で示された、子育てに係る経済的支援の強化、全てのこども・子育て世帯を対象とする支援の拡充、共働き・共育ての推進など、地域のこども・子育て施策にも大きく関わるものが盛り込まれている。

特に、児童手当の抜本的拡充については、所得制限の撤廃、高校生年代まで支給期間の延長、多子加算の拡充、支給回数の倍増（年6回）など大きな見直しとなっている。

児童手当の支給事務を担う市町村においては、年度途中において新制度に切り替えとなるため、申請の勧奨、所得制限撤廃により支給対象となる者への対応、システム改修など、多くの準備に取り組んでいかなくてはならないが、国からは具体的な情報が示されておらず、早期に確定的な情報の提供を求める声が多数上がっている。

令和6年10月には新たな制度の下での児童手当の支給が実施されることとなっており、今後、国の対応の遅れなどから市町村の準備に支障をきたし、申請や支給の遅延などが生じることになれば、対象とされている住民に大きな影響を及ぼすことにもなりかねないと危惧している。

については、上記のことにもご留意いただき、当該法律案の早期成立に向け、審議促進が図られ、市町村が迅速かつ円滑に新たなこども・子育て施策を実施できるよう、十分お取り計らいいただきたい。

令和6年3月29日

全 国 市 長 会